

○電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を改正する省令案新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表第一 第一号～第八号（略） 第九号（第10条第1項第1号関係）</p> <div data-bbox="152 539 1077 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><u>600DEFGHJK</u> ただし、<u>DEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p></div> <p>注 英字は、十進数字とする。 第十号～第十二号（略）</p>	<p>別表第一 第一号～第八号（略） 第九号（第10条第1項第1号関係）</p> <div data-bbox="1151 539 2076 703" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><u>60CDEFGHJK（Cは0を除く。）</u> ただし、<u>CDEF</u>は、総務大臣の指定により電気通信事業者ごとに定められる数字とする。</p></div> <p>注 英字は、十進数字とする。 第十号～第十二号（略）</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正 案	現 行																																																																																				
<p>様式第28（第8条関係） 第1表（略） 第2表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">電気通信番号の使用状況報告（O A B～J 番号以外） 年 3月31日現在</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">電気通信番号の種別</th> <th style="width: 10%;">番 号 使用数</th> <th style="width: 10%;">番号未 使用数</th> <th style="width: 10%;">番 号 休止数</th> <th style="width: 15%;">番号ポー タビリテ ィに係る 番号使用 数</th> <th style="width: 15%;">FMCサ ービスに 係る番号 使用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。 2 「電気通信番号の種別」の欄は、<u>「091」</u>、<u>「070/080/090」</u>、<u>「020C」</u>（Cは0及び4を除く十進数字とする。）、<u>「0204」</u>、<u>「881」</u>、<u>「0600」</u>、<u>「050」</u>又は<u>「O A B O」</u>を記載すること。</p>	電気通信番号の種別	番 号 使用数	番号未 使用数	番 号 休止数	番号ポー タビリテ ィに係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数																															合 計						<p>様式第28（第8条関係） 第1表（略） 第2表</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">電気通信番号の使用状況報告（O A B～J 番号以外） 年 3月31日現在</p> <p style="text-align: center;">事業者名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">電気通信番号の種別</th> <th style="width: 10%;">番 号 使用数</th> <th style="width: 10%;">番号未 使用数</th> <th style="width: 10%;">番 号 休止数</th> <th style="width: 15%;">番号ポー タビリテ ィに係る 番号使用 数</th> <th style="width: 15%;">FMCサ ービスに 係る番号 使用数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注1 電気通信番号規則第9条第1項第2号から第5号まで及び第10条第1項各号に規定する電気通信番号について記載すること。 2 「電気通信番号の種別」の欄は、<u>「070/080/090」</u>、<u>「020C」</u>（<u>電気通信番号規則第9条第1項第3号の2に規定する電気通信番号</u>）、<u>「0204」</u>（<u>電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番</u></p>	電気通信番号の種別	番 号 使用数	番号未 使用数	番 号 休止数	番号ポー タビリテ ィに係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数																															合 計					
電気通信番号の種別	番 号 使用数	番号未 使用数	番 号 休止数	番号ポー タビリテ ィに係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数																																																																																
合 計																																																																																					
電気通信番号の種別	番 号 使用数	番号未 使用数	番 号 休止数	番号ポー タビリテ ィに係る 番号使用 数	FMCサ ービスに 係る番号 使用数																																																																																
合 計																																																																																					

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 月末現在				
事業者名				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	(1) - (2) + (3)
1～7 (略)	(略)			
8 電気通信番号規則第10条	<u>600</u> から始まる電気通信番号			

号)、「881」、「091」、「060」、「050」又は「0 A B 0」を記載すること。

3～8 (略)

第3表 (略)

様式第29 (第9条関係)

電気通信番号の使用状況報告等				
年 月 月末現在				
事業者名				
電気通信番号の種別	電気通信番号	自社が指定を受けた電気通信番号	他事業者が指定を受けた電気通信番号	(4) 算定対象電気通信番号数
		(1) 番号使用数 (2) うち呼転送機能等により最終利用者に見えない形で用いられているもの	(3) 番号ポータビリティにより自社の最終利用者に用いられているもの	(1) - (2) + (3)
1～7 (略)	(略)			
8 電気通信番号規則第10条	<u>60</u> から始まる電気通信番号			

第1項第 1号の電 気通信番 号	号				
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

第1項第 1号の電 気通信番 号					
9・10 (略)	(略)				
合 計					

注1～5 (略)

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）の一部を改正する省令案新旧対照表  
 (下線部分は改正部分)

改正案		現行	
別表第11（第25条関係）		別表第11（第25条関係）	
電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号	電気通信番号の種別	対象となる電気通信番号
1～7（略）	（略）	1～7（略）	（略）
8 電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電 気通信番号	<u>600DEFGHJK</u>	8 電気通信番号規則第10条 第1項第1号に規定する電 気通信番号	<u>60CDEFGHJK</u>
9・10（略）	（略）	9・10（略）	（略）
注1・2（略）		注1・2（略）	

附 則

この省令は、公布の日から施行する。